

令和7年度事業計画

令和6年度における我が国の社会経済情勢は、政府の「成長と分配の好循環」などの取組みにより高水準の賃上げが継続し、本来持っていた力強さを徐々に取り戻してきている。しかし、欧米諸国の高金利政策や中国の不動産市場停滞、そしてトランプ関税の実施など、これらによって、物価上昇や金融資本市場の変動などが企業経営や国民生活に大きな影響を及ぼしている。

一方、少子高齢化に伴う労働力人口減少の進展や、さらにはデジタルトランスフォーメーション（DX）の時代を迎え、私たち社会保険労務士（以下「社労士」という。）として果たすべき役割がますます重要になってきている。さらに、中小企業における大幅な最賃の引上げへの対応や、人手不足・早期離職の解消につながる人材定着策の支援。そしてハラスメントやビジネスと人権をはじめとした企業倫理への支援など、労働者と使用者の双方に対する確かなアドバイスを提供し、労働環境の改善と持続可能な企業経営の実現に貢献できるよう、日々研鑽し対応していく必要がある。

私たちはこれらの社会的要請に応えるべく、令和7年度においても全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携を密にし、社労士の社会的地位の向上を目指して取り組んでいく。特に、令和7年開催の国会において、使命規定の創設をはじめとする第9次社会保険労務士法改正の実現に向け、福島県社会保険労務士政治連盟とも協力しながら引き続き活動を展開していく。

令和7年度予算編成にあたっては、昨年度は経常収支で3年ぶりに黒字化したものの、依然として財政基盤が脆弱であることに変わりないため、今年度も引き続き財政健全化を優先した緊縮的な運営を基本とする。将来にわたる安定した事業運営と会員サービスの提供を両立させるためには、持続可能な財政基盤と効率的な事務局体制の構築が喫緊の課題である。これらの対応として、連合会における令和9年度での会費改定も視野に入れながら、本会会費のより適切なあり方について慎重かつ丁寧に検討を進めていく。

一方、事業の遂行にあたっては、本会のコーポレートメッセージである「うつくしま 社労士がサポート 職場の安心」のもと、これまで通り本来の社労士業務と社会貢献事業との両輪を基本に、社労士のブランド向上と地域社会や企業の健全な成長に寄与していく。なお、東日本大震災復興支援事業の一環として、長年にわたり実施してきた被災者支援無料相談会は、これまで多くの相談に応え一定の役割を果たしたことから昨年度で終了とした。ご協力いただいた関係各位に深く感謝したい。

以上のことから、令和7年度の事業計画については、5項目に類型した下記の事業を展開し着実な成果を得られるよう、会員各位のご理解とご協力のもと、前例にとらわれず種々工夫して経費削減を図りながら、効率的かつ合理的な事業運営を心がけ進めていく。

令和7年度事業計画の全体像

I. 専門能力向上に関する研修事業

- 1 関係法令及び分野別専門研修
- 2 事業環境の変化や社会貢献に関する研修（デジタル化、労務監査ツール、生成 AI、ADR、他）
- 3 社労士の品位保持に関する研修、倫理研修及び必須未受講者への対策強化
- 4 支部研修への支援の強化
- 5 人間力及びコミュニケーション能力向上のための研修
- 6 連合会関連の研修会（e-ラーニング等による専門講座、及び共有化される研修コンテンツ）の受講勧奨

社労士に求められる専門能力を発揮して、その社会的使命を果たすべく、事業環境の変化に適合するため必要な専門知識の更なる向上・習得を目的として研修事業を行う。また、国家資格者として私たちに求められる職業倫理が年々高まっていることから、連合会の5年毎の倫理研修会の受講は当然として、品位の保持や倫理の向上について繰り返し何度も研会を実施することで、築き上げてきた信用と信頼をより強固なものとしていく。なお、研修事業の実施にあたっては、昨年度と同様、受講者側の負担軽減にも資するよう、集約開催などで効率的に開催していく。

一方、支部研修については、活性化促進を目的として支援を強化していく。また、連合会では北海道・東北地域協議会（以下「地協」という。）に加え、昨年度から全国の各地協・単会の研修動画等（コンテンツ）も共有化されているので、会員の自己研鑽に資するよう本システムの積極的な利用を推奨していく。

II. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

- 1 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（厚労省委託事業を連合会が全国一括受託）
- 2 企業主導型保育施設への労務監査事業（こども家庭庁委託事業を（公財）児童育成協会が受託し連合会へ再委託）
- 3 経産省が策定した繊維産業の監査要求事項・評価基準に基づく第三者監査「JASTI 監査」事業（連合会事業への協力）
- 4 働き方改革労務監査事業
- 5 デジタル化推進事業
- 6 SRP II の取得促進事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のための事業を行う必要がある。連合会関連では次の3つの事業に協力していく。一つ目は厚労省から全国一括受託した働き方改革推進支援センター（以下、当県では「福島県センター」という）の事業である。二つ目は、連合会が再委託を受けた企業主導

型保育施設への労務監査事業について、昨年度に引続き今年度も本会が実施会に選定された。三つ目は今年度の新たな事業として、経産省関連で繊維業事業者に対する JASTI 監査であり、具体的には対応可能な監査員（主として BHR 推進社労士）の養成や同監査制度の運営等が計画されている。いずれも連合会と連携を密に取りながら円滑に実施していく。

一方、働き方改革労務監査委員会でリニューアルした労務監査ツールは、使い勝手が格段にアップしたので、県内の中小企業等の労務監査のみならず人権 DD においても活用できるよう、必要な研修を行うとともに監査の実績を積み上げ広く PR していく。また、社労士業務も例外なくデジタル化が急速に進展しているため、デジタル化やセキュリティ対策に関する知見醸成のための研修の開催と、同時に SRP II 取得促進や連合会の社労士診断認証制度の認証も積極的に推進していく。

Ⅲ. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

- 1 働き方改革を推進するための県内企業に向けたセミナーの実施
- 2 福島県社労士会総合相談所の事業
- 3 ワークルールに関する事業
- 4 障がい者等への支援、及びがん治療者等に係る就労支援に関する事業
- 5 社労士会労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業
- 6 街角の年金相談センター福島の運営、及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業
- 7 成年後見制度の推進に関する事業

各種の事業を通じ広く社会に貢献することは、公的な法定団体の社労士として課せられた使命であると同時に、知名度・認知度の UP や信用・信頼の基盤形成につながってきたことを、私たちは自覚しながら今後も継続していく必要がある。

具体的には、福島県社労士会総合相談所（第 4 水曜日）については、複雑かつ高度な専門的相談に対応すべく相談員研修を実施するとともに、社労士会労働紛争解決センター福島（ADR）との連携・支援体制を強化していく。なお、連合会からの予算措置により、東日本大震災及び原発事故復興支援事業の一環として実施してきた、被災者支援無料相談会（本会事務局第 4 水以外、及びいわき市役所第 3 火）については、これまで多くの相談に応え一定の役割を果たしたことから昨年度限りで終了とした。

さらに、これから社会に出て働く高校生、大学生等が安心して社会生活を送れるよう、年金、健康保険、労働保険等の社会保障制度と社会人としての心構え及び働くときのルールについて、セミナーを継続して実施していく。実施にあたっては、年金事務所や新聞社とのコラボによる共同開催も適宜取り入れていく。また、令和 4 年度から実施している「特別非常勤講師制度」に基づいた高等学校への授業も併せて実施していく。加えて障がい者等へのセミナーやがん治療者等への就労支援についても引き続き行う。

街角の年金相談センター福島及び年金事務所における年金相談窓口の事業、成年後見制度の推進に関する事業については、今年度も継続して実施し円滑な事業運営に努めるとともに、新規相談員の底辺拡大に資する研修会の実施を検討していく。

IV. I からⅢに関する広報事業

- 1 社労士制度及び社労士会の活動を周知するための対外的な広報事業
- 2 関係機関・報道機関との連携による広報活動
- 3 会報の発行及びホームページを活用した会員に向けた広報事業

国民や事業主に対して、社労士活用の高度な有用性の理解促進と労働・社会保障等の専門士業としての社労士ブランドの価値をさらに高め、「うつくしま 社労士がサポート 職場の安心」と、「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」を実現するため、新聞、ラジオ等マスメディアの活用による広報を継続する。また、連合会で展開している各種広報ツールや、全国広報担当者会議で得られた他社労士会の活動実績等を最大限に活用し、緊縮な予算下にあってもより効果的な広報活動を進めていく。

特に10月の社労士月間、12月2日「社労士の日」の社労士会セミナー等、社労士会の事業・イベントに関して、マスメディアを通じて、広く広報活動を展開していく。

また、現有のホームページをより充実させ、社労士の業務や制度、そして県会や支部の事業、委託事業等について、国民や事業主に広くPRしていく。会報については従来通り年2回、そしてSR Newsは毎月の発行を予定し、併せて引き続き県内の首長や地方・国会議員・協定締結の関係団体へも送付する。

V. その他の事業

- 1 組織の整備と強化の検討、及び事務局職員の働きがい改革推進と業務の分散化・効率化
- 2 連合会、北海道・東北地域協議会等との連携、協力
- 3 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続き代理業務試験への協力
- 4 関係士業、団体との情報交換、協力
- 5 連合会での被災地域の連絡協議会（情報交換会）への参加

長年にわたり推進してきた各事業については、緊縮的な予算下において、その負担と効果のバランスや社会的なニーズの変化等を検証したうえで、事業の種類や回数を見極めを行ない、それにふさわしい組織体制の整備・強化策を検討していく。また、事務局においては、職員の年齢や経験等を踏まえ、職員の働き方改革から働きがい改革を実現すべく、業務の見直しや効率化・平準化を図りながら、並行して円滑な継承を行なっていく。

一方、連合会をはじめとした関係団体等との連携、協力については、これまで同様、互いに連携を深めながら良好な関係を保持し、情報交換を密に図って協力体制の維持・発展に努めていく。